

制度情報—2022年10月の法令から—
北京市大地律師事務所
(北京市大地律師事務所 日本部監修)

I. 重要な法令のポイント解説

外商投資産業奨励目録 (2022年度版)

(発令元) 国家發展改革委員会、商務部

(法令番号) 国家發展改革委員会、商務部令第52号

(公布日) 2022年10月26日

(施行日) 2023年1月1日

1. 主なポイント

- (1) 新版の奨励目録は、従来と同様、全国奨励外商投資産業目録（以下「全国目録」という。）と中西部地域外商投資優勢産業目録（以下「中西部目録」という。）に分かれる。全国目録は、中国全土の範囲に適用され、中西部目録は、中国中西部地域・東北地域・海南省にのみ適用される。（序文）
- (2) 先端製造業は、依然として外商投資奨励の重点分野である。今回は、製造業分野で電子部品・パーツ・機械設備等の製造・製薬業関連消耗品の開発と製造等の項目を追加または拡張し、部品の分野では、シーールドトンネル掘削機のベアリング・高性能軽金属・スマートコネクテッドカー・新エネルギー車の関連部品等の項目を追加または修正した。
(全国目録第137条、第159条、第277条、第343条等)
- (3) 今回、中西部目録の外商投資奨励の範囲を拡張した。例えば江西省・安徽省・河南省・寧夏回族自治区・広西チワン族自治区等の省や自治区で新たに労働集約型の加工貿易産業項目を追加し、重慶市・四川省・湖北省・湖南省・陝西省等の省と市で新たに機械設備等の製造等の項目を追加し、黒竜江省・吉林省・遼寧省等の省で新たに農畜製品の加工等の項目を追加した。
(中西部目録江西省の部分は第2条・第10条・第11条等・中西部目録の重慶市の部分は第26条。中西部目録の遼寧省の部分は第3条・第4条・第26条等)

2. 今後の留意点

今回の改訂は、外国人投資家や外資系企業が中国で投資するための業界・分野・地域の手引きを提供しており、外資系企業は、引き続き注目する必要がある。必要な場合には、企業の中国における産業の配置や発展戦略を調整すべきである。

中国の東部地域で発展が緩慢な外資系企業は、自らの業界の性質と発展状況に基づき、適切に中西部・東北地域・海南省の投資を選択し、現地政府と話し合いを行い、メリットのある優遇政策と便利な条件を獲得し、企業のコストを引き下げることができる。企業が移転を選択する場合、現地法人の発注、従業員の労務、新工場の立地、土地・建物等の資産処理、政府機関との交渉等、様々な点を統一的に考慮する必要があることに、注意する必要がある。（全1,474条）

製造業を重点に外資拡大、在庫安定、品質向上促進に関する若干の政策措置

(発令元) 国家発展改革委員会、商務部、工業情報化部、自然資源部、
生態環境部、交通運輸部

(法令番号) 発改外資〔2022〕1586号

(公布日) 2022年10月25日

1. 主なポイント

- (1) 重要な外資プロジェクトに対し、用地・環境保護・物流・人員の出入国等の面で政策的なサポートを与える。(第3条)
- (2) 国際投資貿易商談会を举行し、医療・半導体・化学工業エネルギー等の重点産業チェーンに対して招致イベントを举行する。(第6条)
- (3) 多国籍企業・外商投資企業の高級管理者・技術者及びその家族に対して出入国の便宜供与政策を行い、中国人と外国人の出入国の「ファストパス」として用いられる。(第7条)
- (4) 外商投資企業が、利益で再投資することを奨励する。外商投資企業の中国国内で得た利益の再投資に対し、新たに外資(海外から中国への直接投資)と同様の優遇政策を増やし、国内で得た利益で直接投資する場合、源泉徴収税は徴収しないこととした。(第10条)
- (5) 外国人投資の構造を最適化し、外資が次の重点分野に投資することを奨励する。
 - ①ハイエンド機械設備、基礎電子パーツ、重要パーツ等の製造業。
 - ②研究開発設計、近代物流等のサービス業。
 - ③新エネルギー、グリーン低炭素の重要な技術革新や模範的な応用等の環境保護分野。
 - ④中西部と東北地域の基礎製造・技術の適用・国民生活や消費等の分野。(第12条)

2. 今後の留意点

この促進措置は、外商投資企業に一定の便宜と恩恵をもたらすものの、その内容は原則的である。企業が注目する税金や人員の出入国等の便宜政策は、この促進措置を公布した機関の中に税務総局・公安部・国家移民管理局等が含まれていないため、関連する政策の実施方法や実施時期等、何れも極めて不確かである。企業は、国と地方政府が公布する具体的な執行細則に注意し、活用していく必要がある。

また、外商投資企業が、これらの優遇政策を受けることができるかどうかは、地域・産業政策・政府の執行力等、各方面の要素の影響を受ける。このため、具体的な外商投資プロジェクトに対し、企業自身の業界の性質に基づいて、事前に投資目的地の地方政府と十分に話し合いを行い、関係政府が投資家に土地を供給したり納税面での優遇政策を与える等の内容を投資契約書の条項に入れる必要がある。(全15条)

個人養老金実施弁法

(発令元) 人力資源社会保障部、財政部、国家税務総局、
銀行保険監督管理委員会、証券監督管理委員会

(法令番号) 人社部発〔2022〕70号

(公布日) 2022年10月26日

(施行日) 2022年10月26日

1. 主なポイント

- (1) 個人養老金制度は、都市・鎮従業員基本養老保険と異なり、企業が従業員のために納める必要はなく、全て従業員が自ら納めるものである。個人は、自発的に加入し、納付するかどうかを選択することができる。(第2条)
- (2) 個人養老金に加入する対象は、既に中国の都市・鎮従業員基本養老保険か都市・農村居民基本養老保険に加入している者である。(第3条)
- (3) 個人養老金の年間納付額には上限がある。年間最高納付額は12,000元で、月払い・分割払い・年払いの何れかを選んで納付することができ、今後、社会経済レベルの発展に伴い、納付額の上限が引き上げられる可能性がある。(第8条)
- (4) 個人養老金の受け取りには制限条件があり、原則的に事前の受け取りはできない。保険加入者が次の何れかの条件に達した場合、自主的に月ごとに分割か一括で個人養老金を受け取ることができる。
 - ①基本養老金を受け取る年齢に達した場合。
 - ②完全に労働能力を喪失した場合。
 - ③出国(境)して中国以外の国か地域に定住した場合。
 - ④その他、国の定める事由。保険加入者は、既に基本養老金を受け取っている証明書か労働能力鑑定結果書、出国(境)定住証明書等の資料を提出して受領条件に適合していることを証明することができる。(第12条、第13条)
- (5) 保険加入者が国(境)外に定住しているか死亡した場合、その個人養老金資金口座内の資産は、本人の個人口座に送金するか、相続人が相続することができる。(第15条)

2. 今後の留意点

この個人養老金制度は、先ず一部の都市を選択して試行される。試行都市のリストは、人力資源社会保障部が財政部や税務総局の合同で別途公布される。従業員は自分が住む都市が試行の対象となっているかどうかについて、政府機関の最新動向を注目する必要がある。

中国で都市・鎮従業員基本養老保険に加入している外国国籍の駐在員が、当該個人養老金制度に加入できるかどうかは、現地の人力資源社会保障機関や商業銀行等と話し合い、確認する必要がある。

また、養老金支出の財政的な圧力に対応するため、定年退職時期の延長は、遠くない未来に実施されるため、企業も従業員の高齢化がもたらす労働力の低下を考慮し、早急に職位の調整を行い、賃金待遇の調整によってもたらされる一連の問題を考えていく必要がある。(全52条)

行政処分裁量権の規範化に関する市場監督管理局の指導意見

(発令元) 国家市場監督管理総局

(法令番号) 国市監法規【2022】2号

(公布日) 2022年10月10日

(施行日) 2022年10月10日

1. 主なポイント

- (1) 市場監督管理局が行使する行政処分裁量権は、適法・罰と過誤の相当性・公平公正・処分と教育の結合・総合裁量等であるべきとの原則を定めた。(第3条)
- (2) 省級と区を設ける市級の市場監督管理局は、地域の実情を踏まえ、行政処分裁量権の基準を制定することができる。県級の市場監督管理局は、上級が制定した行政処分裁量権の基準適用の基準・条件・種類・幅・方法・期限等を合理的に細分化と数量化し、裁量基準を更に取り扱いやすくすることができる。(第4条)
- (3) 以下の4号は、処分しない事由を弾力的に運用することができる。
(①～③は処分すべきでないが、④は処分するかどうか自由裁量権がある。)
 - ①違法行為が軽微で、かつ、遅延なく是正しており、危害という結果をもたらしていない。
 - ②当事者が持つ証拠により主観的な過誤がないことを充分証明できる。
 - ③時効期限の超過。命の危険や金融の安全に関わり、かつ危害の結果という違法行為が5年間発見されず、他の違法行為も2年間発見されない場合。
 - ④初めての違法行為で、かつ危害の結果が軽微で、かつ遅延なく是正している。(第11条、第12条)
- (4) 軽い処分か処分軽減とする数十種類の事由を挙げており、企業がこれを正確に理解したうえ、弾力的に活用する価値がある。例えば、違法行為の危害という結果を積極的に消除するか軽減し、または他人から脅迫されるか、騙されて違法行為を実施した場合、軽い処分か処分軽減とすべきである。市場監督管理局による調査へ積極的に協力し、かつ、主体的に証拠材料を提出した場合、軽い処分か処分軽減とすることができる。(第13条、第14条)
- (5) 重い処分とする多くの事由を挙げた。企業は、できる限りこれらの事由が起きないように注意しなければならない。(第15条、第16条)

2. 今後の留意点

この規定の内容は、依然として原則的で、具体的な行政処分裁量権の基準は、各地の市場監督管理局が現地の実情に基づいて制定することになる。このため、今後は地域によって同一の違法行為に対する処理方法が異なってくる可能性があるため、各企業は遅延なく現地の政府機関の最新の動向に着目する必要がある。

また、市場監督管理局による検査や行政処分を受けた場合、弁護士と遅延なく検討・分析を行い、現状に基づき取締官と交渉を行い、案件の実情に基づいて適切な抗弁や対応法を選択し、処分されないようにするか、軽い処分か、処分軽減の規則を活用し、自らの損失を軽減するように努める必要がある。(全20条)

食品の製品品質の安全監督管理に関する暫定試行弁法

(発令元) 国家市場監督管理総局

(法令番号) 国家市場監督管理総局令第 62 号

(公布日) 2022 年 10 月 9 日

(施行日) 2023 年 3 月 1 日

1. 主なポイント

- (1) 食品に関する製品（食品に用いる包装材料・容器・洗浄剤、消毒剤と食品の生産経営に用いる工具・設備を指す。）のメーカー・販売者の主体责任や製造の全工程管理の具体的な要件を規定した。例えば、食品に関する製品のメーカーが原料・副原料の管理・製造重要段階の管理・検査管理及び運送納品管理等の制度を確立しようとする場合、販売者は、食品に関する製品の入荷検査制度を確立する必要がある。（第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 38 条等）
- (2) 直接食品に接触する包装材料等のハイリスクな食品に関する食品メーカーは、品質安全総監職の従業員と品質安全員を配備する必要がある。（第 8 条）
- (3) 企業の原料・副原料管理、製品に対する検査及び関係する製品の入荷検査に関する証票（仕入業者の営業許可証・関係する許可証・製品合格証明書等）と記録（製品の検査記録・製品名・数量・入荷日等）の保管機関は製品の品質保証期間を下回ってはならず、製品の品質保証期間が 2 年未満か不明な場合、記録と証票の最短保管期間は 2 年間とする。（第 13 条）
- (4) 市場監督管理局が食品に関する製品のメーカー・販売者に対して行う日常的な監督検査事項を規定した。一部の事項は、次の通り。メーカー及び販売者の資格・不合格品の管理と製品のリコール・従業員の管理・品質安全事故の処理・入荷検査の結果・食品に関する製品の貯蔵等の状況。（第 21 条、第 22 条）
- (5) 食品に関する製品の製造許可、監督・抜き打ち検査不合格等、行政処分情報を国家企業信用信息公示システムに入力し、社会に向けて公示する。

2. 今後の留意点

この規定は、正式に施行されるまで、まだ時間があるため、食品の包装材料・容器・洗浄剤・消毒剤に用いるか、食品の生産経営に用いる工具や設備のメーカーと販売者は、なるべく早く当該規定の企業に対するコンプライアンス要件に着目し、これを理解し、かつ、遅延なく企業のコンプライアンス管理制度を修正して整備し、要請に基づいて関係する品質安全者の配備に注意しなければならない。市場監督管理局からの検査や抜き打ち検査を受けた場合、中国の商習慣に基づき、取締官と有効な話し合いを行い、軽い処分か処分の軽減か処分を免除されるよう努力する。（全 39 条）

ビジネス環境の革新試行と改革措置の複製に関する国務院弁公庁の通知

(発令元) 国務院弁公庁

(法令番号) 国弁発〔2022〕35号

(公布日) 2022年10月31日

1. 主なポイント

- (1) 地域分割や地方保護等の不合理な制限事項を更に打ち破る。例えば「一つの営業許可証で複数の所在地」改革を断行し、直接公共の安全や市民群衆の命や健康に関わる分野のほか、企業が登記所在地以外で経営し、同一県級の登記機関が管轄する場合は、営業許可証へ新たに設立した所在地（経営場所）の住所を加えることを許可し、支社の設立を強制的に求めないこととした。（改革措置第1条）
- (2) 破産管財人がオンラインを通じてログインする等の方法で、法により関係機関（土地管理・不動産管理・車両管理・税務・市場監督管理・社会保険等の機関）を検索し、破産した企業の財産に関する情報を掌握することを許可した。（改革措置第2条）
- (3) 企業に対する監督管理方式の強化と革新。食品薬品・環境保護・土壌の改良・医療衛生等の重点分野に対し、事前・事中・事後の全過程の監督管理体系を確立する。（改革措置第7条）

2. 今後の留意点

この通知では、中国全土においてビジネス環境の革新試行を推進する改革措置が合計50号列挙されており、実務上存在している一部の難題を解決するため企業の負担軽減に一定の積極的な役割を担っている。ただし、実際に施行する場合には、各地域や各地方の市場監督管理局・税関・税務局等が現地の実情に基づいた具体的な実施細則を公布する可能性があるため、企業は遅延なく現地の政府機関の動向を把握し、関係する措置の意味や実際の執行状況を正確に理解し、これらの便宜措置を活用し、企業の負担を軽減する必要がある。（全11条）

II. 法令運用上のケーススタディ解説

1. 事件の概要

張氏は、A社のお得意様クラブの従業員で、自動車部品の製造、自動車の組立と車両販売等の業務を担当していた。労使双方は、労働契約を締結し、張氏の月給を8,000元と約定し、A社は毎月10日に前月4日から当該月3日迄の賃金を支給していた。2020年2月3日以降、A社の部品製造・自動車組立・車両販売部署は、続々と業務を再開したが、コロナ禍予防管理上の要請からお得意様クラブは一時的に對外開放できず、張氏を含め従業員10名余りが業務停止の状態となった。

3月10日、A社は労働契約の約定に基づいて張氏に2月の賃金を支給し、4月10日、生活費の基準で張氏に3月の賃金待遇を支給した。張氏は、A社が悪意から操業停止を理由に賃金待遇を引き下げていると考え、遂に労働人事紛争仲裁委員会（以下「仲裁委員会」という。）に仲裁を申し立て、A社に3月4日から4月3日の賃金の差額6,460元の支払いを請求した。

2. 紛争の焦点

コロナ禍の影響によりA社は一部の操業を停止したが、操業停止の規定に基づいて張氏に賃金待遇を支給することができるか？

3. 弁護士分析

人力資源社会保障部の『新型コロナウイルス感染の肺炎感染症予防管理期間の労働関係問題を適切な処理することに関する通知』（人社庁明電〔2020〕5号、「5号文書」という。）の規定によれば、「企業の操業停止が一賃金支給周期以内の場合、企業は労働契約約定の基準で従業員に賃金を支給しなければならない。一賃金支給周期を超え、従業員が通常の労働を提供している場合、企業が従業員に支給する賃金は、現地の最低賃金基準を下回ってはならない。従業員が通常の労働を提供していない場合、企業は生活費を支給しなければならない。生活費の基準は、各省・自治区・直轄市規定の弁法で執行する。」とされている。

上記の政策の制定は、『賃金支給暫定試行規定』（労部発〔1994〕489号）第12条を参照したものである。即ち「労働者の原因によらず会社が操業を停止した場合、操業停止から一賃金支払周期内の場合、雇用者は、労働契約で約定した基準で労働者に賃金を支給しなければならない。一賃金支払周期を超え、労働者が通常の労働を提供している場合、労働者に支給する労働報酬は、現地の最低賃金基準を下回ってはならない。労働者が通常の労働を提供していない場合、国の関係規定により取り扱わなければならない」という規定である。

ここから分かる通り、上記の規定は、雇用者の操業停止期間に労働者が通常の労働を提供した場合と、通常の労働を提供できない場合の区別を明確にしているだけで、適用条件を雇用者が全て操業停止にした場合に限ってはいない。本件において、A社の部品製造等の部署は操業を開始したものの、各部署の業務には、相対的な独立性があり、その依拠する操業再開の条件も同じではない。張氏が主張する「A社は、悪意によりお得意様クラブの営業停止を理由に賃金待遇を引き下げた」という認識には根拠が不足している。

A社の一部操業停止の手配は、張氏一人に対するものではなく、お得意様クラブを担当する全従業員10余名に適用された。このため、A社が操業停止の規定に基づいて張氏に支給した賃金待遇

は適法と言える。

4. 司法判断

仲裁委員会は、張氏の仲裁請求を却下する採決を下した。

5. 留意点

コロナ禍は、日系企業の生産経営や従業員の正常な労働に影響を及ぼしている。この状況において、日系企業は、一部の職位を短期的に操業停止にして従業員に生活費を支給する方法で経営コストを抑えることで労働関係を安定維持させ、その後操業を再開する際の労働力を保障することができる。

操業停止の実施は、企業が受注した製品の生産に関わるだけでなく、従業員の賃金、生活にも一定の影響を及ぼす可能性がある。このため、操業停止を実施する前に弁護士に相談し、会社の発注、生産の手配と実情に基づき営業を停止する具体的な職位、賃金支給基準、従業員との協議の履行等を確認し、各種民主的なプロセスを通じて労務紛争の発生を防止することを提案する。